

平成 25 年 12 月 20 日

お客様各位

美らネット 24 信用取引ルール変更について

安藤証券株式会社

美らネット 24 では、信用取引制度変更に伴い、下記のように信用取引ルールを変更いたします。

「美らネット 24 信用取引ルール」新旧対照表

下線部を追加・変更又は削除します。

新	旧
<p>2 代用有価証券</p> <ul style="list-style-type: none">・美らネット 24 の代用適格有価証券は日本国内市場の上場株式等です。・当社で管理いたしております株式等は、原則として全て委託保証金代用有価証券として取扱います。・整理銘柄割当銘柄及び当社が定める銘柄においては代用有価証券としてのお取扱はいたしません。・代用有価証券の評価額は当日基準値の 80% の金額とします。当日基準値は、基本的には前日の終値となりますが、配当落・分割等があった場合には必ずしも前日終値が当日基準値となるわけではなく、前日終値を基に計算した価額となります。ただし、国内上場転換社債、新株予約権及び美らネット 24 において非取扱市場となる日本国内市場上場銘柄については代用有価証券としての評価を 0% として取り扱います。・代用有価証券の評価は引け後と夜間の 2 回行われ、2 回目の評価により最終的な余力審査を行います。 <p>代用有価証券の掛目について、市場の動向等により取引所によって変更される、<u>又は</u>当社の判断にて全て又は一部の銘柄について変更することがございます。また、取引所等の規制により、委託保証金の一部分を現金とさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合は、あらかじめその内容を当社のホームページ<u>又は</u>ログイン後の“お知らせ”にてご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知し	<p>2 代用有価証券</p> <ul style="list-style-type: none">・美らネット 24 の代用適格有価証券は日本国内市場の上場株式等です。・当社で管理いたしております株式等は、原則として全て委託保証金代用有価証券として取扱います。・整理銘柄割当銘柄及び当社が定める銘柄においては代用有価証券としてのお取扱はいたしません。・代用有価証券の評価額は当日基準値の 80% の金額とします。当日基準値は、基本的には前日の終値となりますが、配当落・分割等があった場合には必ずしも前日終値が当日基準値となるわけではなく、前日終値を基に計算した価額となります。ただし、国内上場転換社債、新株予約権<u>および</u>美らネット 24 において非取扱市場となる日本国内市場上場銘柄については代用有価証券としての評価を 0% として取り扱います。・代用有価証券の評価は引け後と夜間の 2 回行われ、2 回目の評価により最終的な余力審査を行います。 <p>代用有価証券の掛目について、市場の動向等により取引所によって変更される、<u>または</u>当社の判断にて全てまたは一部の銘柄について変更することがございます。また、取引所等の規制により、委託保証金の一部分を現金とさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合は、あらかじめその内容を当社のホームページ<u>または</u>ログイン後の“お知らせ”にてご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通

た日の翌営業日から適用することができるものといたします。(当社「美らネット24信用取引規定」第7条参照)

- ① 発行会社が債務超過となった場合
- ② 発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合
- ③ ①～②のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合。

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

なお、「明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等」の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

3 お預り保証金額

委託保証金額は、当営業日の現金残高と代用有価証券を当日基準値にて評価した金額の合計金額となります。ただし、未約定注文や出金予約等の状況の変化に応じ残高計算も変化いたします。

4 必要委託保証金の率及び最低保証金額

- ・ 必要委託保証金率は40%とし、最低保証金額は30万円とします。
- ・ 個別銘柄について各金融商品取引所の委託保証金率引上げ等の臨時措置が行われた場合は、

知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。(当社「美らネット24信用取引規定」第7条参照)

- ① 発行会社が債務超過となった場合
- ② 発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合
- ③ ①～②のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合。

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

なお、「明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等」の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

3 お預り保証金額

委託保証金額は、各営業日の現金残高と各営業日の代用有価証券を当日基準値にて評価した金額の合計金額となります。ただし、未約定注文や出金予約等の状況の変化に応じ残高計算も変化いたします。

4 必要委託保証金の率及び最低保証金額

- ・ 必要委託保証金率は40%とし、最低保証金額は30万円とします。
- ・ 個別銘柄について各金融商品取引所の委託保証金率引上げ等の臨時措置が行われた場合は、

の規制に従うものとします。

- ・ 当社の判断にて全て又は一部の銘柄について変更することがございます。

5 委託保証金の保証金維持率

- ・ 委託保証金の保証金維持率は当日基準の保証金率で 30%とし、最低保証金額は 30 万円とします。
- ・ 既存建玉の委託保証金率は、営業日の 17 時における当営業日の現金残高と代用有価証券を当日基準値にて評価した金額、未受渡の決済益金の合計金額から、未決済建玉額及び未受渡の現引・現渡し建玉額に係る評価損、諸経費（新規建手数料、未受渡の決済損を含む）等を差し引いた額に対して計算します。

6 新規建余力と必要保証金率（額）の審査

新規建余力は、発注時においては当営業日から 4 営業日後までの各営業日の現金残高、代用有価証券を当日基準値にて評価した金額、及び、未受渡の決済益金の合計金額が最小となる日の額から、未決済建玉及び未受渡の現引・現渡し建玉に係る必要保証金、未決済建玉及び未受渡の現引・現渡し建玉に係る評価損、諸経費（未受渡の決済損を含む）等を差し引いた額（未約定注文・出金指示状況等の変化、源泉徴収税、信用規制の状況等により、新規建余力の状況は変化いたします。）の保証金残高に対して計算します。

反対売買により決済された建玉に係る担保は即時開放されますので、反対売買約定後ただちに次の新規取引にご利用いただけます。

（中略）

の規制に従うものとします。

- ・ 当社の判断にて全てまたは一部の銘柄について変更することがございます。

5 委託保証金の保証金維持率

- ・ 委託保証金の保証金維持率は当日基準の保証金率で 30%とし、最低保証金額は 30 万円とします。
- （新設）

6 新規建余力と必要保証金の審査

新規建余力は、発注時においては2 営業日後以降の受渡に係る現金残高と当日基準値で評価した代用評価額の合計額から、既存建玉に係る必要保証金、建玉評価損、諸経費（未受渡の決済損を含む）等を差し引いた額（未約定注文・出金指示状況等の変化、源泉徴収税、信用規制の状況等により、新規建余力の状況は変化いたします。）の保証金残高に対して計算します。

一方で、新規建玉にかかる必要委託保証金については、お預り保証金額からの充当計算を新規建約定日の翌々営業日に行います。未決済建玉額、未受渡の現引・現渡し建玉額、前日決済建玉額（日計りを除く）、及び、前々日の日計り建玉額の合計額から前日新規建玉額を差し引いた額に対して当社の定める保証金維持率を乗じた金額を必要保証金とし、不足金の差入れ期限は新規建約定日の翌々営業日の正午となります。

したがって、当社インターネット取引の新規建では完全前受け制度ではなく、新規建日以降に不足金のご入金が必要となる場合がありますが、新規約定日から担保差入日までの間、差入保証金を決済損金や現物買付代金への充当等は可能になります。

（中略）

8 不足金

信用取引においては、新規建余力や出金余力がある場合でも下記の事象により不足金が発生する場合がございます。

- ・ 支払が必要な額の現金が不足する場合
- ・ 信用新規又は決済約定後もしくは現物買付後に、代用証券、もしくは、未決済建玉又は未受渡の現引・現渡建玉の評価損が増加した場合（約定後も受渡日が到来するまでは、評価額が変動しますので、ご注意ください。）
- ・ 受渡日までに決済損金が増加した場合
- ・ 新規約定後に代用有価証券等の代用掛け目変更・不適格等となった場合

不足が発生した場合はお知らせ画面に掲載いたします。当社からのお知らせ等は常にご注意いただきますようお願いいたします。お知らせに記載いたしました不足金額は、必ず期限までにご入金を頂きますようお願いいたします。

また、不足金もしくは追加保証金が発生した場合は余力状況の有無に関わらず新規注文・現物買付注文の停止及び発注済の新規建注文・現物買付注文を取消とさせていただく場合がございます。

建玉の決済による損金（諸経費相当額を含む）、現物買付代金及び現引代金等が信用取引口座の保証金現金残高を上回るか、又は、未決済建玉がある場合に、上記の損金、現物買付代金及び現引代金に充当する等のために保証金からの振替（引き出し）が行われて保証金額の不足が発生する場合、当該不足金額を受渡日又は引き出し不足発生日の15:00までに差し入れていただく必要があります。振替不足額の計算方法は、「受託契約準則」の定めるところに従って計算されます。

注) ATM入金のお客様の場合、当社は定期的に入金チェックを行っておりますが、ご入金の時間によっては差入期限までにご入金を確認できない場合がありますので余裕を持ってご入金ください。

9 追加保証金

8 不足金

信用取引においては、新規建余力や出金余力がある場合でも下記の事象により不足金が発生する場合がございます。

- ・ 支払が必要な額の現金が不足する場合
- ・ 信用新規又は決済約定後もしくは現物買付後に、代用証券もしくは未決済建玉又は未受渡の現引・現渡建玉の評価損が増加した場合（約定後も受渡日が到来するまでは、評価額が変動しますので、ご注意ください。）
- ・ 受渡日までに決済損金が増加した場合
- ・ 新規約定後に代用有価証券等の代用掛け目変更・不適格等となった場合

不足が発生した場合はお知らせ画面に掲載いたしますので、当社からのお知らせ等は常にご注意いただきますようお願いいたします。お知らせに記載いたしました不足金額は、必ず期限までにご入金を頂きますようお願いいたします。

また、不足金もしくは追加保証金が発生した場合は余力状況の有無に関わらず新規注文・現物買付注文の停止及び発注済の新規建注文・現物買付注文を取消とさせていただく場合がございます。

建玉の決済による損金（諸経費相当額を含む）、現物買付代金および現引代金等が信用取引口座の保証金現金残高を上回るまたは保証金からの振替ができない場合、当該不足金額を受渡日の15:00までに差し入れていただく必要があります。振替不足額の計算方法は、「受託契約準則」の定めるところに従って計算されます。

前々日の新規建玉に係る維持保証金が不足する場合は、当日の正午までに必要額のご入金が必要となります。詳しくは「新規建余力と必要保証金の審査」をご覧ください。

注) ATM入金のお客様の場合、当社は定期的に入金チェックを行っておりますが、ご入金の時間によっては差入期限までにご入金を確認できない場合がありますので余裕を持ってご入金ください。

追加保証金の通知と入金期限

美らネット 24 では、毎営業日の取引終了時のお客様の全建玉について値洗いし、その結果お客様の当日基準の委託保証金率が保証金維持率をもしくは最低保証金額を下回った場合、①保証金を追加で差し入れていただく方法、②必要な額の建玉を決済（※）していただく方法、及び、③上記①と②の両方により、「4 必要委託保証金の率及び最低保証金額」に定める必要保証金率又は最低保証金額を回復していただく必要があります。お客様の保証金預託状況に不足が発生した場合は、下回った日の翌々営業日の正午までに当該必要保証金率又は最低保証金額を回復する措置を講じていただきます。

※ 建玉の決済をされた場合、決済建玉の 20%相当額の入金があったものとみなして追証請求金額から減額します。ただし、最低保証金不足の場合は全部決済による建玉の決済のみ追証請求額からの減額を認めるものとします。

追加保証金が確定した場合、その後の相場変動により保証金率が回復しても追加保証金を解消する義務は解消いたしません。

また、追加保証金が発生した場合、信用新規建注文、及び、現物買付注文は失効又は取消とさせていただきます。また、必要措置を講じていただくまでの一定期間新規取引を制限させていただきます。

注) 保証金率が一定水準を下回ったお客様には保証金率勧告メールを送信いたしますが、この E メールは追加保証金の可能性等を勧告するものであり、正式に追加保証金を通知するものではありません。ご注意ください。

10 強制決済

上記の期限までに当社がお客様の追加保証金もしくは不足金の差入を確認できなかった場合、お客様の口座の全建玉を反対売買、もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意に処分させていただきます。また、全建玉の反対売買によって生じた損金・諸経費等の不足金についてはお客様の債務として取扱うこととします。強制決済を行うに際して、原則お電話等によるご連絡はいたしませんので、信用取引をご利用のお客様は常に会員画面を確認していただきますようお願いいたします。

9 追加保証金

追加保証金の通知と入金期限

美らネット 24 では、毎営業日の取引終了時のお客様の全建玉について値洗いし、その結果お客様の当日基準の委託保証金率が保証金維持率をもしくは最低保証金額を下回った場合、保証金を追加で差し入れていただく必要があります。お客様の保証金預託状況に不足が発生した場合は、下回った日の翌々営業日の正午までに必要保証金率を回復する額を差し入れていただきます。

追加保証金が確定した場合、その後の相場変動または一部の建玉の返済により保証金率が回復しても追加保証金は必要ですので必ずご入金下さい。(全建玉をお客様ご自身で返済された場合でも、ご入金が必要です。)

また、追加保証金が発生した場合、信用新規建注文、及び、現物買付注文は失効又は取消とさせていただきます。また、必要額のご入金いただくまでの一定期間新規取引を制限させていただきます。

注) 保証金率が一定水準を下回ったお客様には保証金率勧告メールを送信いたしますが、この E メールは追加保証金の可能性等を勧告するものであり、正式に追加保証金を通知するものではありません。ご注意ください。

10 強制決済

上記の期限までに当社がお客様の追加保証金もしくは不足金の差入を確認できなかった場合、お客様の口座の全建玉を反対売買、もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意に処分させていただきます。また、全建玉の反対売買によって生じた損金・諸経費等の不足金についてはお客様の債務として取扱うこととします。強制決済を行うに際して、原則お電話等によるご連絡はいたしませんので、信用取引をご利用のお客様は常に会員画面を確認

その際には現物買、現引・現渡、信用新規建、先物・オプション取引新規建及び出金指示に制限をかけさせていただくことがあります。

注)・追加保証金もしくは不足金の差入が確認できず、お客様の口座の建玉決済もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意で処分するに至った場合、お客様の信用取引口座を一定期間停止あるいは信用取引口座を解除させていただく場合があります。

- ・当社の規定により反対売買を行う場合も、所定の売買手数料をいただきます。

11 保証金出金(引き出し)余力

必要保証金が不足しない引出可能額=A

A=当日以降の各営業日の(現金残高+代用評価額)が最小となる日の金額-(必要保証金、最低保証金のいずれか多い金額)-建玉評価損-建玉諸経費-未受渡決済損金-手数料拘束金-源泉徴収税拘束金

必要現金保証金が不足しない引出可能上限=B

B=当日以降の各営業日の現金残高が最小となる日の金額-必要現金保証金-未受渡決済損-手数料拘束金-源泉徴収税拘束金-建玉諸経費

- ◆ A又はBのいずれか小さい額から当日買付代金・日計り拘束金を差し引いた額が出金余力となります。
- ◆ 当日の保証金率が所定の水準を下回り追加保証金が発生した場合、出金余力の有無に関わらず出金指示を取消とさせていただく場合がございます。
- ◆ 未受渡の決済益金は引出可能額には含まれません。

12 取扱銘柄・市場

- ① 取扱市場 東証1部・2部・マザーズ
大証1部・2部、JASDAQ
名証1部・2部・セントレックス

- ② 取扱銘柄

上記市場に上場する保管振替機構同意銘柄(含む REIT、ETF、日経 300 投信、上場優

していただきますようお願いします。

その際には現物買、現引・現渡、信用新規建、先物・オプション取引新規建および出金指示に制限をかけさせていただくことがあります。

注)・追加保証金もしくは不足金の差入が確認できず、お客様の口座の建玉決済もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意で処分するに至った場合、お客様の信用取引口座を一定期間停止あるいは信用取引口座を解除させていただく場合があります。

- ・当社の規定により反対売買を行う場合も、所定の売買手数料をいただきます。

11 保証金出金余力

必要保証金が不足しない引出可能額=A

A=当日の現金残高+当日の代用評価額-(必要保証金、最低保証金のいずれか多い金額)-建玉評価損-建玉諸経費-未受渡決済損金-手数料拘束金-源泉徴収税拘束金

必要現金保証金が不足しない引出可能上限=B

B=当日の現金残高-必要現金保証金-未受渡決済損-手数料拘束金-源泉徴収税拘束金-建玉諸経費

- ◆ AまたはBのいずれか小さい額から当日買付代金・日計り拘束金を差し引いた額が出金余力となります。
- ◆ 当日の保証金率が所定の水準を下回り追加保証金が発生した場合、出金余力の有無に関わらず出金指示を取消とさせていただく場合がございます。
- ◆ (新設)

12 取扱銘柄・市場

- ① 取扱市場 東証1部・2部・マザーズ
大証1部・2部、JASDAQ
名証1部・2部・セントレックス

- ② 取扱銘柄

上記市場に上場する保管振替機構同意銘柄(含む REIT、ETF、日経 300 投信、上場

先出資

証券)の内、取引所が選定する制度信用銘柄。

③整理銘柄銘柄の建玉返済については受け付けます。

注)上記以外(福岡・札幌市場、及び東証外国部上場銘柄等)は非取扱銘柄といたします。

(以下 省略)

付則

この改正は、平成 25 年 1 月 4 日から 施行する。

優先出資

証券)の内、取引所が選定する制度信用銘柄。

③整理銘柄銘柄の建玉返済については受け付けます。

注)上記以外(福岡・札幌市場、および東証外国部上場銘柄等)は非取扱銘柄といたします。

(以下 省略)